

ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン運営規約
(Workers' Collective Network Japan)

(目的)

第1条 本会はワーカーズ・コレクティブの拡大を支援するとともにそのネットワーク化を図り、ワーカーズ・コレクティブの社会的認知を高め、法制化に向けて活動することを目的とする。

(名称)

第2条 本会はワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン(Workers' Collective Network Japan)と称する。略称は W N J とする。

(事務所の所在地)

第3条 本会は事務所を東京都新宿区に置く。

(会員の資格)

第4条 本会はワーカーズ・コレクティブ事業を实践する団体により構成する。
本会に加入する団体は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。
2 加入の申し込みがあったときは、運営委員会においてその諾否を決する。

(会員の種類)

第5条 会員の種類は 1号会員と 2号会員である。1号会員はワーカーズ・コレクティブの連合組織とする。
2 2号会員は単体ワーカーズ・コレクティブとする。

(賛助会員)

第6条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の活動の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることかできる。ただし、賛助会員は、第5条に定める会員には該当しないものとする。
2 賛助会員の会費は年額一口 (10,000 円) 以上とする。

(活動)

第7条 W N J では次の活動事項を実施する。

- (1) ワーカーズ・コレクティブに関する情報収集、発信。
- (2) ワーカーズ・コレクティブ運動推進のための活動。
- (3) ワーカーズ・コレクティブの社会的認知を高める活動。
- (4) ワーカーズ・コレクティブの法制化に向けた活動。
- (5) ワーカーズ・コレクティブの設立支援活動。
- (6) ワーカーズ・コレクティブの事業活性化と継続のための支援活動。

(運営委員会及び役員の選出)

第8条 本会の運営は運営委員会で行う。

- 2 運営委員会は運営委員により構成される。
- 3 運営委員会にはオブザーバー参加ができる。
- 4 運営委員会における議決権は1 連合組織 1 票とする。
- 5 運営委員会のメンバーの互選により役員として代表 1 名、副代表 1 名を選出する。
- 6 役員の最長任期を6期と定める。

(運営委員)

第9条 運営委員は1号会員から立候補し、総会で決定する。

- 2 運営委員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。
- 3 運営委員は本会の目的に沿って本会のためにその責務を遂行しなければならない。

(総 会)

第10条 事業年度終了後 3ヶ月以内に開催する。

- 2 総会の議決権は 1 団体 1 票とする。

(会議の招集)

第11条 会議の招集は代表が行う。

(事務局)

第12条 本会は、事務局を置くことができる。

(サポーター)

第13条 本会は、運営委員と事務局を補佐するサポーターを置くことができる。

- 2 サポーターは運営委員会に出席することができる。

(会 費)

第14条 本会を維持運営するために、会員の会費を下記のように定める。

1号会員、2号会員は入会金5,000円を本会に納入する。

- 2 1号会員の年会費は当該年度、前年度末の所属団体数に応じて下記のとおりとする。

所属団体数	1～10	30,000円
	11～20	50,000円
	21～50	80,000円
	51～100	100,000円
	101以上	200,000円

- 3 2号会員は年会費10,000円を本会に納入する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は 4月 1日より、翌年 3月31日までとし、年度末に決算を行い、報告するものとする。

(改 廃)

第16条 ワーカーズ・コレクティブ ネットワークジャパンは運営規約を定め総会の承認を得る。

付則

(実施の時期)

1. 本運営要綱は 1995年 10月 23日より実施する。
2. 本運営要綱は 1997年 9月 6日より実施する。
3. 本運営要綱は 2000年 6月 2日より実施する。
4. 本運営要綱は 2002年 6月 4日より実施する。
5. 本運営要綱は 2004年 7月 5日より実施する。
6. 本運営要綱は 2006年 6月 30日より実施する。
7. 本運営規約は 2016年 6月 3日より実施する。
8. 本運営規約は 2017年 7月 12日より実施する。
9. 本運営規約は 2018年 6月 29日より実施する。